(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

			担当課	まなび推進課	検索番号	2
	法令名	愛媛県総合科学博物館管理 条例	根拠条項	第18条		
	許認可等	総合科学博物館の博物館資料の特別利用料の減免				

(根拠規定)

(特別利用料の減免)

第18条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(許認可等の基準)

- ○愛媛県総合科学博物館管理規則(令和2年3月27日規則第13号公布)
- (特別利用料の減免)
- 第4条 <mark>知事</mark>は、条例第 18 条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用料を免除する。
 - (1) 自然史、科学技術及び産業史に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、<mark>知事</mark>が必要と認めるもの
 - (2) 博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者
- 2 <mark>知事</mark>は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第 18 条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。

(その他)